

南信州広域連合議会
全 員 協 議 会

令和8年5月25日

南信州広域連合事務局

南信州広域連合議会 全員協議会会議録

令和8年5月25日（月） 午前11時00分 開議

1. 開会

2. 議長あいさつ

3. 広域連合長あいさつ

4. 報告・協議事項

（1）令和8年度の職員体制について

（2）リニア中央新幹線について

（3）(株)南信州観光公社の運営状況について

（4）文化芸術活動支援センターの運営等について

（5）南信州地域公共交通計画第2次改定について

（6）構成市町村の職員共同採用試験について

（7）看護師等確保対策修学資金貸与事業について

（8）旧桐林クリーンセンター解体工事及び後利用について

（9）稲葉クリーンセンターの運営状況について

（10）飯田広域消防本部から

（11）その他

5. 閉会

全 員 協 議 会

令和8年5月25日

南信州広域連合事務局

南信州広域連合議会 全員協議会

日 時 令和8年5月25日（月） 午前11時00分～午後0時15分

場 所 はにかむべーす 多目的ホール

出席者 河本議員、平澤議員、唐澤議員、下平（貢）議員、小川原議員、木下（忠）議員、
村松議員、後藤議員、串原議員、西川議員、熊谷（恒）議員、井原議員、太田議員、
平松議員、河合議員、三浦議員、木下（啓）議員、塩沢議員、加賀田議員、
米山議員、佐々木議員、小平議員、宮脇議員、市瀬議員、関島議員、福澤議員、
竹村議員、清水（勇）議員、下平（恒）議員、清水（優）議員、小林議員、古川議員、
佐藤広域連合長、下平（喜）副広域連合長、北沢町長、壬生町長、折山町長、
熊谷（秀）村長、西川村長、金田村長、清水村長、永嶺村長、横前村長、
佐藤村長、熊谷（英）村長、高田副管理者、戸崎監査委員、前沢監査委員、
桜井監査委員事務局長、佐々木会計管理者、吉川事務局長、滝沢事務局次長兼総務課長、
乾事務局地域医療福祉連携課長、関島飯田環境センター事務長、下平消防長、
熊谷消防次長兼総務課長、深澤予防課長、中本警防課長、松村通信指令課長、
縄飯田消防署長、青島伊賀良消防署長、山岸高森消防署長、柄澤阿南消防署長、
熊谷書記長、金田事務局総務課広域振興係長、久保田事務局総務課庶務係、
幾島事務局総務課庶務係、渡邊事務局総務課企画調整担当専門主査、
壬生事務局専門主査、岡庭町村会事務局長

1. 開 会
2. 議長挨拶
3. 広域連合長挨拶
4. 報告・協議事項

No.	項 目 名	資料	頁
1	令和8年度の職員体制について …資料による説明（吉川事務局長）	1	5
2	リニア中央新幹線について …資料による説明（吉川事務局長）	2	6
3	(株)南信州観光公社の運営状況について …資料による説明（吉川事務局長）	3	7
4	文化芸術活動支援センターの運営等について …資料による説明（滝沢事務局次長兼総務課長）	4	8
5	南信州地域公共交通計画第2次の改定について …資料による説明（滝沢事務局次長兼総務課長）	5	10
6	構成市町村の職員共同採用試験について …資料による説明（滝沢事務局次長兼総務課長）	6	12
7	看護師等確保対策修学資金貸与事業について …資料による説明（乾地域医療福祉連携課長）	7	13

No.	項 目 名	資料	頁
8	旧桐林クリーンセンター解体工事及び後利用について …資料による説明（関島飯田環境センター事務長）	8	14
9	稲葉クリーンセンターの運営状況について …資料による説明（関島飯田環境センター事務長）	9	18
10	飯田広域消防本部から …資料による説明（深澤予防課長、中本警防課長）	10	20
11	その他		22

5. 閉 会

1. 開 会

午前11時00分

(竹村議長) 全員協議会を開催いたします。

2. 議長挨拶及び3. 広域連合長挨拶

(竹村議長) 第1回臨時会に引き続いての会議のため、議長挨拶は省略いたします。
広域連合長、ありがとうございます。

4. 報告・協議事項

(1) 令和8年度の職員体制について

(竹村議長) それでは、報告協議事項に移ります。

初めに、(1)「令和8年度の職員体制について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

吉川事務局長。

(吉川事務局長) それでは、お手元の資料ナンバー1を御覧いただきたいと存じます。

広域連合の事務局等につきまして、職員体制、この4月に変更となった主な職員について御紹介をさせていただきます。

まず、事務局の広域振興係長ですけれども、飯田市から金田でございます。

(金田事務局総務課広域振興係長) よろしく願いいたします。

(吉川事務局長) よろしく願いいたします。

続きまして、環境センターの関係でございますけれども、同じく飯田市から派遣をいただきました、事務長の関島でございます。

(関島飯田環境センター事務長) よろしく願いいたします。

(吉川事務局長) よろしく願いいたします。

一番下の欄でございますけれども、本日会場にお越しいただいておりますけれども、会計管理者として、飯田市の会計管理者の佐々木さんを、同じく会計管理者としてお願いをしております。

(竹村議長) 下平消防長。

(下平消防長) 続きまして、裏面をおめくりいただきまして、広域消防の体制を説明させていただきます。

右側から、向かって左側からになりますが、中本消防次長兼警防課長です。

(中本警防課長) よろしく願いいたします。

(下平消防長) 深澤予防課長です。

(深澤予防課長) よろしく願いします。

(下平消防長) 松村指令課長です。

(松村指令課長) よろしく願いします。

(下平消防長) 縄飯田消防署長です。

(縄飯田消防署長) よろしく願いします。

(下平消防長) 青島伊賀良消防署長です。

(青島伊賀良消防署長) よろしく願いします。

(下平消防長) 山岸高森消防署長です。

(山岸高森消防署長) よろしく願いします。

(下平消防長) 柄澤阿南消防署長です。失礼いたしました。

(柄澤阿南消防署長) よろしくをお願いします。

(下平消防長) 以上となります。よろしくお願いします。

(竹村議長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

(「なし」との声あり)

(竹村議長) なければ、説明がございました令和8年度の職員体制については、聞きおくこといたします。

(2) リニア中央新幹線について

(竹村議長) 次に(2)、「リニア中央新幹線について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

吉川事務局長。

(吉川事務局長) それでは、お手元の資料の2-1を御覧いただきたいと存じます。

少し時間が経過いたしましたけれども、今年1月14日に開催されました、リニア中央新幹線事業に係る関係市町村長とJR東海との意見交換会ということで、県のほうで意見交換会の内容について整理されたものが公表されておりますので、本日の資料とさせていただきます。

内容につきましては、資料を御確認いただければなというふうに存じます。

それから、資料ナンバー2-2を御覧いただきたいと存じます。

連合長のごあいさつの中でも触れておりましたけれども、リニア駅舎のデザインに係るキーワード・モチーフについての説明をさせていただきます。最初に2-2はA3、折り込みの分につきましては、これは様々な意見に対してどのように対応してきたかということを整理したものでございまして、本日の説明では、次のA4のページ、2ページ目から説明をさせていただきたいというふうに思います。こちらにつきましては、先ほど申しましたように、JR東海の要請に基づきまして、長野県が関係機関等と協議をいたしまして決定した、リニア長野圏域の駅舎の外観デザインにつきまして、キーワード・モチーフ等を提案してほしいということで要請がありまして、それに応えたものでございます。

まず、キーワードでございますけれども、この資料にありますように、「信州・伊那谷の風景と営み」というキーワードでございます。モチーフにつきましては、1枚おめくりいただきまして、同じくA3の折り込みの資料でございますけれども、2つのモチーフを掲げております。「信州・伊那谷の風景」、それからもう一つのモチーフとして、「信州・伊那谷が育んだ営み」ということで、それぞれモチーフとして写真の提案をしているということで、写真の説明については御覧いただければなというふうに存じます。

それから、もう一枚めくっていただきまして、5ページ目でございますけれども、この提案に関しまして併せて、駅舎外観デザインに係る要望事項ということで、3つの要望事項を提出するということでお聞きしているところでございます。1つ目は、駅前広場の整備コンセプトや地元の要望事項等を踏まえ、周辺住民の生活環境に配慮するとともに、長野県の南の玄関口としてふさわしい佇まいとなるよう、地元と連携して外観デザインの検討に取り組まれない。

2つ目といたしまして、駅舎外観とリニア高架橋との接続部については、調和の取れたデザインとなるよう配慮し、複数の視点場からのイメージパースを提示されたい。

3つ目といたしまして、駅周辺からリニア車両を視認できるようにするとともに、リニア車両から伊那谷の風景を眺められるよう、ガラス等の素材を活用するなど工夫されたいということでございます。5月末にこれらをＪＲ東海へ提出いたしまして、これを基に、ＪＲ東海から複数のデザイン案が提示される予定だというふうに、お聞きしておるところでございます。この複数のデザイン案の提示を受けまして、県民アンケート等を実施して、最終的なデザインが決定されるというふうに従っております。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(竹村議長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

(「なし」との声あり)

(竹村議長) なければ、説明がございましたリニア中央新幹線については、聞きおくことといたします。

(3) (株)南信州観光公社の運営状況について

(竹村議長) 次に(3)、「(株)南信州観光公社の運営状況について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

吉川事務局長。

(吉川事務局長) 続きまして、資料ナンバー３－１を御覧いただきたいと思います。

5月の広域連合会議に南信州観光公社より報告があった、昨年度の事業報告、それから今年度の事業計画ということで、説明をさせていただきます。

まず、３－１の事業報告のほうでございますけれども、ボリュームがございますので、幾つか重要な点について説明をさせていただきます。3のリニアプロジェクトについてでございますけれども、こちらについて、まずはインフラツーリズム等に力を入れていくということでございまして、ここにありますように、三遠南信自動車道の工事関連、特に青崩トンネル等ということで、こちらは国交省さんの協力なんかも得ながらツアー化をしていくということでございます。また、飯田線についてもツアーの実施を行う、あるいは検討していくということでございます。それから、南信州こだわりの旅ツアーの企画・遂行ということで、7年度については18本企画をして、14本が行われたというふうな報告がございました。

それから、報道等で御承知かと思えますけれども、観光庁の主催の「第3回サステナブルな旅アワード」の特別賞に選定がされているということでございます。

それから、サステナブルツーリズム、GDTOP100というものに昨年選出がされておりますので、引き続き選出されるよう取り組んでいくということでございます。これについては、後ほどまた説明をさせていただきます。

それから、4のリニアプロジェクト・インバウンド誘致ということで、インバウンド向け商品の、開発と販売にも力を入れていきたいということで説明がございました。

2ページ目に行きまして、6のリニアプロジェクト観光人材育成事業ということで、南信州ガイド人材の育成研修会の開催ということで、人材育成についても力を入れていくということ、それから昨年でございますが、南信州観光公社が設立25周年というこ

とで節目を迎えたということで、3月12日に記念イベントが開催されたところでございます。先ほど申しましたように、世界の持続可能な観光地ということで、グリーンDESTINATIONSというところが国際的な機関でございますけれども、TOP100を毎年決めておりまして、それに選出されたというニュースがございました。

続きまして、4ページ目を御覧いただきたいというふうに思います。事業報告の4ページ目でございますけれども、飯田城の御城印の制作・販売ということに取り組まれたということで、「桜」と「花火」をモチーフにした和全さんのデザインによるものが2つ現在販売をされているということ、また南信州冬のキャンペーンということで、なかなか冬の期間は観光が厳しい状況があるわけでございますが、冬についても力を入れるということでございました。

続いて、3-2を御覧いただきたいと思います。リニアプロジェクトの推進事業計画ということで、8年度 of 取組みでございますけれども、4番のところでリニアプロジェクト・インバウンド誘致ということで、国交省の補助金を活用したコンテンツ造成、それから地域ブランドの確立と情報発信ということで、これは新規の事業でございます。

それから、観光庁の観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業補助金ということで、補助金を活用した取組みをしていると、その下にあります、経済産業省の事業にも一応手を挙げたということでございますけれども、こちらは惜しくも落選ということで、採択にならなかったという報告がございました。

めくっていただきまして、2ページ目でございますけれども、6のリニアプロジェクト観光人材育成事業ということで、引き続き人材育成に力を入れていくということ、それから先ほど申しました、世界の持続可能な観光地TOP100に、連続選出されるよう取り組んでいくということの報告がございました。

それから、3ページ目の14番でございますが、南信州キャンペーン事業ということで、冬のキャンペーンということで、関係者が協力して行うということで、冬を諦めない取組みを進めてまいりたいという報告がございました。

私からの報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(竹村議長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

(竹村議長) なければ、説明がございました、株式会社南信州観光公社の運営状況については、聞きおくこといたします。

(4) 文化芸術活動支援センターの運営等について

(竹村議長) 次に(4)、「文化芸術活動支援センターの運営等について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

滝沢事務局総務課長。

(滝沢事務局次長兼総務課長) それでは、資料ナンバー4を御覧いただきたいと思います。

文化芸術活動支援センターは、昨年の令和7年5月1日から貸館を行いまして、丸1年たちましたので、利用状況の報告をいたします。

1を御覧いただきたいと思います。5月1日現在の利用登録の状況でございますが、団体及び個人で135件の登録がございました。

2の施設利用率を御覧いただきたいと思います。項目の真ん中からやや左の利用率という欄がございますが、利用率は休館日を除いた利用可能日数に、1日でも部屋を利用した日がある場合を利用日数といたしまして、その割合を利用率としたものでございまして、活動室B-1、活動室B-2が50%を超えて利用がなされているという状況になってございます。表の真ん中の項目の稼働率というのがございますが、こちらは午前・午後・夜間と1日当たり3コマとしまして、利用可能コマ数に対しまして利用したコマ数の割合を活動稼働率としたものであります。こちらにつきましては、活動室B-2、陶芸別棟、展示会パックが40%を超えて利用がなされております。2の表の下段、稼働率の平均が23.1%となっておりますが、この地域には貸館を行っている施設も多く、身近にございますので、活動の拠点としまして当センターを選んでいただきますよう、文化芸術活動支援センターのホームページ、それから広域連合の広報誌、「すきです南信州」にセンターでの催事を紹介することによりまして、広報してまいりたいというふうに考えてございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(竹村議長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

小林真一議員。

(小林議員) 御説明ありがとうございました。資料の分野別登録者数というところにおきましてお聞きしたいと思います。ここの部分で「その他」で登録件数が20件、または「不明」ということで4件ございますが、これはそれぞれどういった団体や個人なのかというのを教えていただければと思います。

(竹村議長) 吉川事務局長。

(吉川事務局長) その他でございますけれども、主には文化芸術分野以外の団体ということで、その他に分類をさせていただいております。

それから、不明の4件につきましては、登録はいただいたのですけれども、具体的な活動をまだしていらっしゃらない団体がございますので、どういった分野なのかということが現在不明ということで整理をさせていただいたものでございます。

(竹村議長) 小林真一議員。

(小林議員) 分かりました。今回、この文化芸術活動支援センター、新たな団体や若者、こういった皆さんへの活用もしっかり視野に入れて、こういったところから様々な活動が広がるようにということで、そういった思いがあるかと思いますが、今回新たにこういった支援センターを設置されて、新規の団体等というものももし分かれば教えていただきたいと思います。

(竹村議長) 吉川事務局長。

(吉川事務局長) 分野別登録者数のところで最近増えている団体というのは、主には音楽であるとか、あとダンスの関係等が増えてきております。ですので、従来からあるいわゆる文化芸術の分野のほかに、特に若い方に人気のあるこういった音楽、ダンスみたいな分野につきましては、B-2というような施設の整備を行ったということもありまして、最近はこちらのほうの登録団体が若干ずつ増えてきているという、そんな傾向もございますので、さらにはそういった新しい分野の皆さんにもお使いいただけますように、広報等に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

(竹村議長) よろしいですか。
ほかに御質疑はございませんか。
(「なし」との声あり)

(竹村議長) なければ、説明のございました文化芸術活動支援センターの運営等については、聞きおくことといたします。

(5) 南信州地域公共交通計画第2次改定について

(竹村議長) 次に(5)、「南信州地域公共交通計画第2次改定について」を議題といたします。
執行機関側の説明を求めます。
滝沢事務局総務課長。

(滝沢事務局次長兼総務課長) それでは、南信州地域公共交通計画の第2次の改定案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、口頭で説明をさせていただきます。地域公共交通計画は、法律に基づきまして、地域の移動手段の確保充実を図るための取組みについて、考え方を示すものでございます。作成主体は、市町村が単独、または協働して行うこととなっております、当圏域では、法定協議会を組織し、作成・決定することといたしております。

計画期間は原則5年程度とされております。第1次計画が令和3年7月から8年6月までを計画期間としておったので、計画期間が終了することから次期の計画を第2次として作成をしてございます。

今回の改定に当たりまして、改定の視点としては大きく2点から行っています。1点目は、国のパイロット・プロジェクトの補助事業を用いまして、第三者からの広域の観点で利便性の維持、それから増進を図りつつ、できるだけ省人化、省力化を図ってこういう視点で、どう取り組んだらよいかということ。それからもう一点は、長野県地域公共交通計画の地域編としての視点ということで、県が定めました保証すべき移動、サービスの品質保証を実現するための具体的な目標・方策を取りまとめて、実現に向けてどう取り組むかということでございます。

策定の経過でございますが、公共交通利用者、住民代表、学校関係者、公共交通事業者らによる計画策定部会を4回、市町村担当者によります会議を2回、ブロック別に意見交換をそれぞれ開催いたしまして協議を行っており、3月30日開催の南信州交通問題協議会総会にて素案をまとめてございます。

それでは、資料ナンバー5を御覧いただきたいと思います。おめくりいただきまして1ページを御覧いただきたいと思います。1ページ、それから2ページは計画策定の意義ですとか、計画の地理的範囲等を記載してございます。

3ページを御覧いただきたいと思います。3ページからは、3の現状認識と課題ということで、圏域内の人口の動向、主たる公共交通機関の利用者であります高校生の生徒数の動向、それから、いわゆる移動困難者と言われる高齢者の動向ですとか、圏域全体の利用者数、公共交通にかかる市町村の負担の状況、公共交通の担い手である事業者の状況など、取り巻く環境を整理してございます。

課題といたしましては、高校生の生徒数が減少するものの、圏域内の高校に進学できることは保証すべき移動やサービスとして維持していく必要があること、高齢者の移動ニーズのうち、特に通院に関しましては、レセプト情報を基に飯田市内の病院や各エリ

アでの通院の実態を把握しまして、こちらも圏域内の中核的な医療機関に通院できることを、保証すべき移動やサービスの品質として維持していく必要があるといたしております。

進みまして、8ページを御覧ください。一方で、圏域全体の公共交通輸送人数の推移のグラフがございますが、コロナ禍による令和2年度の急激な落ち込みから徐々に回復している状況を示してございます。図にはございませんが、今後は圏域内の人口の減少に伴い、公共交通輸送人数が減少すると見込んでございます。

9ページを御覧ください。下段の表5にありますように、運行経費は令和5年度からこの5年間で30%程度増加しております。それに伴いまして、利用者1人当たりの市町村負担額は令和元年度に比べ、令和6年度は538円から1,067円と倍増してございます。また、公共交通の担い手であります事業者においても運転手不足ですとか、高齢化が引き続き深刻な状況となっているという状況でございます。持続可能な公共交通とするためには、人ですとか物、それからお金に無理のない公共交通を官民で構築を目指す必要がございます。

これらの地域公共交通を取り巻く状況から課題を把握しまして、前の計画の方針ですとか達成状況を踏まえて、今計画の方針、基本理念、3つの方針、方針に基づく3つの目標を定めております。

進みまして、16ページを御覧ください。基本理念は、「リニア時代を備えて、住む人に優しく、訪れる人にも使いやすい公共交通システムの実現」としてございます。使いやすい公共交通システムの実現のために、御覧の3つの方針、1つ目は、「圏域内・圏域間の移動を保証する公共交通」、2つ目は、「移動手段として選ばれる公共交通」、3つ目は、「持続可能で無理のない公共交通」を掲げました。具体的な目標としますと、移動不便地区の解消、利便性の向上、持続可能な運行確立の3つとしてございます。

17ページを御覧ください。計画区域及び計画期間は、4にありますように、14市町村を計画の区域、令和8年7月から13年6月までの5年間を計画期間としております。

掲げた目標の達成度合いを把握するために、少し進みますが、32ページを御覧いただきたいと思います。3つの目標に対しまして、6つの評価指標を定め、13年度の目標値を設定しております。目標1では、高校通学及び通院の移動不便地区の解消、目標2では、利用回数の現状維持、目標3では、市町村負担額及び運行経費に対する運賃収入の比率の現状維持を評価目標としてございます。いずれも圏域の人口減ですとか、公共交通の担い手不足といった課題がある中で、公共交通を保つために何とか現状維持を目指したいとして設定をしたものでございます。

ページを戻っていただきまして、18ページを御覧いただきたいと思います。3つの目標達成や国、県からの財源を含めた支援を受けるために事業を組み立てております。まず、長野県地域公共交通計画との連動を図るため、これまでの路線分類を県の公共交通計画の地域編を同一といたしまして、ニーズ保証を実現するための具体的な目標や方策、水準を路線ごとに示してございます。19ページからとなります。

おめくりいただきまして、21ページを御覧いただきたいと思います。21ページからは、ただいま分類をしました路線の一覧表を示してございます。

進みまして、26ページを御覧いただきたいと思います。行政ですとか交通事業者な

どの関係者が当事者、それから共通の認識を持ち、一体となって取り組むため、具体的な施策、取組みの主体、取組みの展開を（ア）から（ケ）までの9項目、43事業に整理してございます。中でも黄色の網かけにつきましては、重点施策としてメリハリをつけて取り組みたいというふうに考えてございます。具体といたしましては、（イ）の運行態様見直しに関しましては、運行態様の見直し、適切な運行便数の検討、それから乗り継ぎの改善、中核病院・医院・診療所へのアクセスの向上に主に市町村が取り組むとしてございます。

続いて、27ページの上段にありますように、地域外にある学校や福祉分野の車両と運転手を活用する他分野連携による地域輸送資源のフル活用、集中する移動需要の時間帯を別の時間帯にする施策への取組を、主に市町村が関係者とともに検討してまいります。

続いて、市町村の負担の軽減でございますが、28ページの下段の（オ）、市町村の負担の縮減を御覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、各市町村が個別に担ってきました事務等につきまして、集約可能なものを協働化・共用化する取組みを南信州地域交通問題協議会、市町村、関係者と協議をしまして、段階的に実施をしたいと考えてございます。令和8年度から南部エリアでの具体的な検討を始める予定でございます。

次のページの（カ）の事業者支援では、タクシー5分前運動の推進を試験的な取組みとして進めます。このほか、二次交通や新技術への対応に対しても多岐に検討し、協議が整ったものから実施をしてみたいと考えてございます。

進みまして、35ページを御覧いただきたいと思います。進捗状況の管理でございますが、毎年度評価シートを用いて、公共交通問題協議会の総会で報告をします。また、各市町村での取組状況を市町村別の評価シートを用いて、進捗状況を確認してまいります。

資料の説明は以上となります。

今後の予定につきまして、口頭で説明をいたします。現在、パブリックコメントを6月15日まで実施しております。また並行しまして、市町村地域公共交通会議にて協議をしております。パブリックコメント等でいただいた意見を踏まえまして、成案としまして、6月26日開催の法定協議会である、南信州地域交通問題協議会総会にて審議・決定いただく予定となっております。御承知をお願いします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

（竹村議長）

説明が終わりました。

御質疑はございませんか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

（竹村議長）

なければ、説明がございました、南信州地域公共交通計画第2次改定については、聞きおくことにいたします。

（6）構成市町村の職員共同採用試験について

（竹村議長） 次に（6）、「構成市町村の職員共同採用試験について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

滝沢事務局総務課長。

(滝沢事務局次長兼総務課長) それでは、構成市町村の職員共同採用試験について説明をいたします。

初めに、口頭で説明をいたします。この事業につきましては、当圏域の専門人材確保に向けました構成市町村で採用試験を共同実施するものです。令和4年度に検討しまして、令和5年度から実施してございます。昨年度ですが、6市村が参加、6人の応募がございまして、採用内定は2人という結果でございました。

それでは、資料ナンバー6を御覧いただきたいと思います。実施要綱となります。令和8年度につきましては、飯田市、阿智村、平谷村、下條村、売木村、天龍村及び大鹿村が令和9年4月採用の行政保健師の採用に取り組んでございます。

受験のお申込み、受付期間ですが、4月24日から先週の5月22日までとなっております。

今後のスケジュールでございますが、第1次試験としまして、5月29日から6月4日までの間、受験者の任意の日で行いまして、6月下旬頃までに志望した自治体から第1次試験の合格発表を行います。第2次試験は、各市町村がそれぞれの自治体の第1次試験合格者に対しまして実施をする予定でございます。また、試験は、前期日程ということで7月・8月までに行いまして、採用予定人数を確保できなかった場合には、必要に応じまして9月以降に後期日程として試験を行うこととしてございまして、受験者と自治体とのマッチングを図りたいとするものでございます。

資料2ページ以降には、各自治体の採用予定人数、受験資格や試験の概要、それから3ページ以降につきましては、ただいま説明を申し上げました試験の流れ、試験方法、処遇等を記載してございます。実施後に振り返りを行いまして、改善など反省を行って、次年度以降の実施について協議をしてみたいと考えてございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(竹村議長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

(「なし」との声あり)

(竹村議長) なければ、説明がございました、構成市町村の職員共同採用試験については、聞きおくことといたします。

(7) 看護師等確保対策修学資金貸与事業について

(竹村議長) 次に(7)、「看護師等確保対策修学資金貸与事業について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

乾地域医療福祉連携課長。

(乾地域医療福祉連携課長) それでは、資料ナンバー7でございます。

資料の説明に入ります前に、口頭で恐縮でございますけれども、当該事業の概要を申し上げたいと思います。当該事業は、平成29年度に開始されまして、今年度で10年目を迎えます。看護職を目指す貸与希望者から応募いただきまして、毎年10人程度を対象者としまして、月額5万円の修学資金を貸与しております。修学資金の返還につきましては、返還の猶予、返還の免除といった規定がございます。

では、資料の説明に入ります。大きな1番は、今年度の応募状況でございます。応募者数は17人でございまして、前年度と同数でございました。参考までに4番の表を御覧いただきますと、過去最高の応募者数は令和元年度、19人という状況でございます。

1にお戻りいただきまして、応募者の区分別内訳でございます。（１）の新卒・既卒別につきましては、新卒者１０名のほか、養成施設の在学生在が４名、在職中、社会人が３名という部分が今年度の特徴でございます。

（２）の卒業後の意思別につきましては、進学を希望する方が５名いらっしゃいます。保健師や助産師の資格の取得を希望されています。

（３）の出身地別では、県域外の松本市からの応募が１名ございました。

大きな２番の選考審査会でございます。５月１９日の１９時から開催しまして、対象者が審査を終えております。現在結果を決裁中でございますので、最終結果は機会を改めて御案内させていただければと思います。審査員は記載の１０名、審査の評価項目は、作文ほか記載の６項目でございます。

３の審査会後の日程は記載のとおりでございます。７月に４月以降４か月分の振込みを行いまして、以降毎月５万円ずつ振込手続を行ってまいります。

大きな４番は、貸与者及び貸与終了者の概況であります。５月１日時点の前年度までの貸与決定者の内訳を在学から満了までの区分ごとにまとめてございます。最も右の列の合計欄を御覧いただきたいと思います。貸与中の在学生在は２４名、就職による猶予者は３８名、疾病による猶予者が１名でございます。それから、進学による猶予者１名がございますけれども、今年度の修学資金を改めて申請しておりますので、審査結果によりまして貸与中の在学生の欄に移動する可能性があります。返還対象者の合計は１７人でございます。理由としましては、養成校を退学した、看護を諦めた、あるいは圏域外へ就職した等が報告されております。令和７年度貸与者のうち、１名が残念ながら看護師を諦めたという理由で今年度、辞退をしております。最終行の免除者でありますけれども、医療機関等の勤務が５年経過しまして、６年目を迎えた修学生であります。前年度までが６名、今年度が８名の合計１４名が免除対象となっております。表の欄外に就職者の状況を記載してございます。複数回の貸与決定者を除きますと、実人数は４９名、就職先と人数はその下に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

（竹村議長） 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

（竹村議長） なければ、説明がございました、看護師等確保対策修学資金貸与事業については、聞きおくこといたします。

（８）旧桐林クリーンセンター解体工事及び後利用について

（竹村議長） 次に（８）、「旧桐林クリーンセンター解体工事及び後利用について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

関島飯田環境センター事務長。

（関島飯田環境センター事務長） 説明の前で大変恐れ入りますが、お手元の資料の差し替えをお願いしたいと存じます。資料の８－１、３・４ページの差し替え、それから資料８－５の追加の差し込みをお願いしたいと思います。

また、説明が資料の順となりませんが、御容赦いただければと存じます。

最初に、資料８－５を御覧ください。「セイコーエプソン株式会社が計画しましたバイオマス発電所建設計画中止について」を御説明いたします。まず、１で発電所建設計画及び広域連合の主な対応経過をまとめてあります。初めに、令和４年１２月にエプソン社が桐林クリーンセンター跡地の視察に入りました。５年５月８日、エプソン社内の経営会議でバイオマス発電事業の検討を進めることが決定されました。５年５月２４日、エプソン社との協議におきまして、令和９年下半期の稼働開始を目指す旨の報告を受けました。また、当初は、既存の建物を活用する方法で発電事業を検討しておりましたが、桐林クリーンセンターの解体を希望するとの意向が示されております。５年８月２５日、発電施設の稼働開始の意向に沿うには、逆算をしますと令和６年度当初に解体工事を発注しないと間に合わないということから、令和５年第２回の臨時議会で解体の設計業務を補正予算で措置しております。５年１１月２０日、エプソン社内の経営会議において、バイオマス発電事業の実施について決定がされております。５年１２月８日、後利用検討委員会において、桐林クリーンセンターを解体することについて了承を得ました。その後、竜丘地区での住民説明会を経て、６年２月７日、後ほど御説明をいたします資料８－２のとおり、エプソン社からバイオマス発電事業のプレスリリースがありました。６年３月５日、バイオマス発電事業に係る竜丘地区住民対象の説明会、６年５月１５日、令和６・７年度桐林クリーンセンター解体工事の入札、６年６月１３日から６月２１日にかけて、解体工事に係る各種工事説明会を開催しております。６年６月２８日、広域連合臨時議会による議決を経て、受注者と本契約を締結。同日、竜丘地域自治会、広域連合、受注業者による解体工事に関わる環境保全協定の締結。６年７月１０日、広域連合とエプソン社による土地賃貸借契約及び転貸借契約を締結。令和６年７月から解体工事に着手し、令和８年３月末に解体が完了しております。

続いて２、計画中止決定後の経過及び対応でございますが、令和８年３月２５日、エプソン社生産企画本部長以下４名が来訪し、広域連合長にバイオマス発電所建設計画の中止の報告がございました。４月１０日、竜丘区長会におきまして、建設計画中止を説明し、４月１５日、桐林区会の前段で計画の中止を報告、４月２４日、令和８年度竜丘地域自治会定期総会の前段で、４月２５日、令和８年度桐林区民総会の前段で説明会を開催し、建設計画中止について説明を行いました。４月２７日、こちらも後ほど説明します、資料８－４のとおり、エプソン社からバイオマス発電所の建設計画中止について、プレスリリースがございました。５月８日、エプソン社の社長さんが来訪しまして、竜丘自治会役員へ説明会と懇談を行いました。５月２０日、竜丘地区以外の方も御参加いただける、発電所建設計画中止に関する住民説明会ということで、開催しておるという経過になっております。

資料８－２を御覧ください。こちらが令和６年２月７日にエプソン社からプレスリリースされましたバイオマス発電の計画概要となっております。化石燃料に依存せず、自社使用する電力を再生可能エネルギー化することを目的に、主に南信州地域の木材を燃料とする発電出力１，９９０キロワット、年間発電量１，４００万キロワットアワーのバイオマス発電所の計画が発表されたということでございます。

資料８－３を御覧ください。４月２４・２５に竜丘地区で開催されたエプソン社の説明会の資料となります。計画中止に至る経緯につきまして、エプソン社からの説明では、当初令和５年１１月にエプソン社内の経営会議で審議し、承認された事業であったが、

経営陣が替わり、再検証の指示が出て、再精査を実施した。資料の２ページ目の下段を御覧いただきまして、物価、また人件費等の高騰による経済環境の変化により、令和５年の計画当時の見込みよりも投資費用総額７％、ランニングコスト２０％が上昇するが、売電収入は変わらないということで、継続性が確保できないと判断をしたとのこと。また、対応策の検討につきましても、調達燃料につきましては、量が確保できても価格固定は現実的に不可能、また他社との共同運営も検討しましたが、運営主体となる企業は現れず、また代替事業の検討においても、事業所、営業所、開発拠点等の設置は現実性が低いということで、事業の中止の決定をしたという説明がございました。

続いて、資料８－４でございます。こちらは先月、４月２７日にエプソン社から計画中止についてプレスリリースをされたというものになります。

資料８－５にお戻りいただければと思いますが、裏面の３、計画中止に伴い、検討・対応を要する事項でございますが、まずは計画中止に対する地域への対応でございます。最優先で対応を行ってまいりたいということでございます。

次に、桐林クリーンセンターの解体経費に対するエプソン社との協議でございますが、先週、５月２０日の説明会におきまして、エプソン社から解体に要する補償の考え方として、全額負担をするという説明がございました。今後具体的な協議を進めてまいります。

次に、解体経費にかかる起債償還の考え方、１０年契約となっている土地、賃貸借契約について、土地及びエプソン社の意向で残置することとなったリサイクルセンターの管理、またさら地となった土地の利活用については、今後の活用に向け後利用検討委員会で協議をしてまいります。

以上が、主に検討を要するというふうと考えております。参考としまして、桐林クリーンセンター解体にかかった経費につきましては、解体工事費１１億２，７５０万、施工管理費４，１８０万、調査・設計費８７８万９，０００円、合わせまして１１億７，８０８万９，０００円ということでございます。括弧書きにつきましては、受注者ということになります。

続いて、資料８－１を御覧ください。桐林クリーンセンター解体工事の完了について御報告を申し上げます。１の工事概要でございますが、工事年は令和６・７年度桐林クリーンセンター解体工事、工事箇所、工期につきましては記載のとおりです。受注者は熊谷・シブキヤ特定建設工事共同企業体、請負額は記載の金額でございます。６の工事内容は、記載のとおりでございます。

大きな２につきましては、解体工事の全体の実施工程表となっております。アスベストの除去は令和６年９月から７か月間、また、令和６年１２月から８か月間をかけてダイオキシンの除染を行っております。手作業のため、解体前の準備に相当の時間を要しているということでございます。建屋の解体自体は７年８月から８か月間でおおむね行っております。

２ページを御覧ください。これまでも全員協議会で御報告をしていると存じますが、最終段階の状況となります。（１）が施設近くの解体状況、下段（２）は整地の状況となります。

３ページを御覧ください。解体完了の状況写真でございます。番号は下段の図面で撮影方向を示しております。

4 ページをお願いいたします。4. 地下構造物の一部残置についてでございます、解体工事においては、構造物は全て撤去したわけではなく、記載をしておりますとおり、解体工事の着手後に解体業者のほうで建設時の施工業者に聞き取りを行ったところ、ごみピット周辺の地山の状態が悪く、掘削のり面が不安定で、ごみピットについては一番深い部分になるのですが、地上から約16メートルになります、建設当時、掘削法面をコンクリート吹き付けとアンカーで山留を行いましたけれども、地山が緩く、施工中にアンカーが効かなくなってきたということで、ごみピットの打設の掘山の中で埋め戻し作業を行うことが非常に危険だったということで、土でなくラップルコンクリートで行っていたということが判明しました。解体業者により調査ボーリング、また安定計算を行った結果、ごみピット周辺のラップルコンクリートを含む地下構造物を解体撤去すると、法面崩壊の危険があり、その量も不明であったため、エプソン社と協議を行い、発電所建設への支障がないということを確認し、法面崩壊の危険性があるごみピット周辺の地下構造物の一部は撤去せず残置をするということとしました。先週20日に開催をしましたバイオマス発電所建設計画中止に関する説明に併せて、桐林クリーンセンター解体工事の完了報告を行った際、地下の構造物の残置について、地域に説明がなかったということ、あと土地所有者の承諾を得ていないという指摘を受けました。今後土地所有者への説明や住民説明会の開催など、必要な対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

説明については以上です。お願いします。

(竹村議長)

説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

小林真一議員。

(小林議員)

御説明ありがとうございました。ちょうど今資料ナンバー8-1の4ページ、最後のところで、地下構造物の一部残置についてということで御説明をいただきました。この部分については地下施設の処理をどういうふうにしとったのかなということで、私もお聞きしようかと思いましたが、御説明がありましたので理解をしたところであります。今後この跡地、さら地になった部分について企業誘致という部分が今後進んでいくだろうというふうに考えておりますけれども、こういったこれまでの旧クリーンセンターの一部残置ということで、一部を残した、土壌の関係で残したほうがいいだろうということで残していただいたということだと思いますけれども、今後どのような業態の企業さんがこういったところを活用いただけるかというのはまだ分かりませんが、こういったもの、地下に物を残したことへの影響、企業さんが来られて、そこで事業を進めていく中でこういったところに物を建てて、地下の残置物もあるということの影響があるのかなのか、こういった部分をお聞きできればというふうに思います。

(竹村議長)

関島飯田環境センター事務長。

(関島飯田環境センター事務長)

ただいま御質問いただきました、地下の残置物、次に来る方への影響ということで、こういった利活用をされるかということは今後の協議になってまいりますが、必要な措置を講じて、次にお使いいただくということで考えておるところです。解体工事における地下構造物の残置ということにつきましては、環境省の通知、また日本建設業連合会というところが示すガイドラインにおいて所定の条件を満たす場合には残置が可能ということで示されております。今回の件につきましても、条件を満

たしているということで、そういった判断をしておるということでございます。

(竹村議長) よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

清水勇議員。

(清水(勇)議員) 今説明いただいたのですが、小林議員とちょっと似たようなことなのですが、崩れるというような形の中で、壁を残したのはいいのですが、底部はどうなのでしょう。今後において企業においては、やはりあそこ、サバ砂か何かだと思うのですが、固さがあるまで底の部分、企業によってはボーリング調査でいろいろと出てくるので、底の部分はどうなったのでしょうか。

(竹村議長) 関島飯田環境センター事務長。

(関島飯田環境センター事務長) ごみピット部分の底はどうなっているかということでございますが、地上から16メートルぐらい下の部分ということでございますが、底のところはいわゆる手をつけずにそのまま残っておる状況でございます。そのところで次に来る方がボーリング調査などをされたということになれば、そのコンクリートの底板に当たるということになると思います。

(竹村議長) 清水勇議員。

(清水(勇)議員) 多分来る業者によっては、底部がどうなっているんですかということを確認してからあるんじゃないかなと思いますし、あそこは山を削ってあるということで、多分底部もサバ砂で強度はあると思うのですが、そういう建物によってはやはり地下、岩盤までということもいろいろ検討されることがあるので、情報だけは持ちながらきちんとしておかないと、やはり調べてくださいではなくて、こういう状況ですというのは説明できるようにしておいたほうがいいんじゃないかなというふうには思っております。

(竹村議長) 関島飯田環境センター事務長。

(関島飯田環境センター事務長) 説明が漏れておりましたけれども、先ほどガイドラインがあるということでお話しさせていただきましたけれども、そのガイドラインの条件の中に、記録を作成し管理することということで示されております。土地の売却なりお貸しするといった場合についても、その買い主、借り主に記録を渡す義務があるということでございますので、そちらをしっかりと書類のほうもございまして、管理をしましてお伝えするということで考えております。

(竹村議長) よろしいですか。

そのほか御質疑はございませんか。

(「なし」との声あり)

(竹村議長) なければ、説明がございました旧桐林クリーンセンター解体工事及び後利用については、聞きおくこといたします。

(9) 稲葉クリーンセンターの運営状況について

(竹村議長) 次に(9)、「稲葉クリーンセンターの運営状況について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

関島飯田環境センター事務長。

(関島飯田環境センター事務長) 稲葉クリーンセンターのごみ搬入量と売電相当収益について御説明をいたします。資料ナンバー9-1を御覧ください。まず、上段の表は、令和6年度と

7年度における委託収集ごみ搬入量、また直接ごみ搬入量、総搬入量の月ごとの推移と、両年度の対比についてお示ししております。表の一番下、合計欄を御覧いただきますと、前年度対比で98.52%、重量にして411.98トンの減少で、各市町村の取組みの成果が表れ、稼働開始以来最も低い値となりました。

下段の表は、令和6年度と7年度における売電相当収益の月ごとの数値と、両年度の比較を示しております。合計欄を御覧いただきますと、前年度対比で93.53%で、金額にして623万9,351円の減少という結果になりました。

次のページ、資料9-2を御覧ください。グラフ①は、令和6年度と7年度における委託収集、直接搬入、全体搬入量のそれぞれ計画値及び実績値の比較をグラフ化したものになります。先ほど御説明しましたとおり、ごみ搬入量は減少しておりますが、棒グラフに点線で計画値をお示ししてあるように、いずれも開設当初の計画を上回っている状況が続いております。約120%の運転をしております。ごみ搬入量の計画値は、施設の運転に係る効率的な数値を示したもので、この数値との過剰なかい離は運転日数の増加、メンテナンス工事費や残渣処分費、その他全体工事費の増加に影響を及ぼすものです。今後も広報などによるごみの減量化への啓発、施設の効率的運営、長寿命化の取組みを進めてまいります。

下段のグラフ②は、売電相当収益とバイオマス比率の推移をグラフ化しております。稲葉クリーンセンターにおけるバイオマス発電とは、一般に化石燃料費以外の生物由来の再生可能資源ごみを焼却する際に発生する、熱エネルギーを利用して電気を起こす発電方式ですが、全体の傾向としては、同じ搬入量であれば、買取単価はバイオマス比率が高ければ、売電相当収益も上がってくるということになります。プラスチックごみが正しく分別されず、その割合が高まれば、バイオマス比率が下がるために、4月に開催をしましたごみ処理事務担当者会議で周知をし、さらなる取組みについて各市町村に依頼をさせていただきました。

続きまして、稲葉クリーンセンターの稼働状況について御説明を申し上げます。資料ナンバー9-3を御覧ください。1(1)、年度別ごみ搬入量は、令和5年度から7年度の実績を掲載しています。搬入量の実績は先ほど説明したとおりで、中段のグラフの令和5年度から令和7年度の実績を棒グラフでお示しております。

1(2)は、令和7年度の市町村別ごみ搬入量の推移をお示ししてございます。10市町村で搬入減となり、合計でも減という結果でございます。

裏面の資料ナンバー9-4を御覧ください。1(3)は、ごみの搬入車両数の推移でございます。直接搬入車両は増加傾向にある傾向で、令和6・7年度の比較では、2,191台の増、103.92%、平均で1日224.5台という結果になっております。できる限りスムーズに御利用いただけるように努めてまいりたいと考えています。

1(4)は、ごみ組成調査のデータでございます。①、委託収集ごみの組成割合を見ますと、令和7年度の紙資源とプラ資源を足した割合が11.09%となっており、これらの資源ごみを正しく排出していただくことで、年間の燃やすごみの搬入量の削減につながっていくものでございます。また、いわゆるプラ資源循環促進法によるプラスチック由来廃棄物の再資源化に着手する、当圏域内の市町村も広がりを見せており、これらの取組みの効果も搬入ごみ減量につながるものと期待をしておるところでございます。令和8年4月までにプラスチック由来廃棄物の資源化に着手した自治体は、昨年より1

村増え、1市3町8村となり、残り1村については取組みに向けて検討中となっております。

②は、国の通知に基づくごみの組成分析結果でございます。

続きまして、資料ナンバー9-5を御覧ください。昨年10月に稲葉クリーンセンターの直接搬入量にかかる使用料を10キログラム当たり180円から220円に改定をしましたが、それによる効果を検証するための資料で、改定後6か月分の分析となります。1の表は、令和6年度と7年度のごみの搬入量を比較したものです。右の2列が割合と搬入量の前年度対比となります。料金改定後の10月以降は増えたり減ったりの状況となっております。全体のごみ搬入量としては、期待するほどの効果は見られていない状況でございます。

2の表は、使用料改定前の4月から9月と、改定後の10月から3月の直接搬入量をそれぞれ前年度と比較したのですが、10月以降のほうが前年度比で101.09%というふうが増えております。

3の表は、使用料収益の状況をお示したものです。料金改定効果は、1,880万円余、前年度との比較でも1,850万円余の増収となっております。

総括としましては、ごみの搬入量の抑制効果は現時点でははっきり見られておりませんが、施設運営に係る財政負担軽減という面については、一定の効果が見られたかなというふうに考えております。使用料改定による影響につきましては、今後も継続して注視してまいるとともに、引き続きごみ搬入量の低量化について検討をしてまいります。

説明は以上でございます。

(竹村議長)

説明が終わりました。

御質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

(竹村議長)

なければ、説明がございました、稲葉クリーンセンターの運営状況については、聞きおくことといたします。

(10) 飯田広域消防本部から

(竹村議長)

次に(10)、「飯田広域消防本部から」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

深澤予防課長。

(深澤予防課長)

説明に先立ちまして、資料の一部に誤字がございましたので、訂正とおわびを申し上げます。資料ナンバー10-1、2ページ目、5番の3表、焚き火等の火災の状況の表中及び表の欄外におきまして、林野災燥注意報と表記がございましたが、林野火災注意報の誤りでございます。大変恐れ入りますが、お読み替えいただきますようお願い申し上げます。

それでは、たき火火災ゼロ運動期間中における火災発生状況について御説明いたします。資料ナンバー10-1の御覧ください。まず、資料1ページ目の1、たき火火災ゼロ運動の実施期間及びたき火火災ゼロ運動中の取組事項につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、その下でございます3、たき火火災ゼロ運動期間中の火災発生状況につ

いて御説明いたします。この期間中、21件の火災が発生し、うちたき火等の火災は16件となっております。

そのまま下の4、過去5年の1月から3月までの火災発生状況の1表、火災件数を御覧ください。こちらの表では過去5年間に於ける火災件数の推移を月別にまとめております。今年1月から3月末までの火災総数は45件に達し、前年同時期の21件から24件増加と、倍以上に大幅増加しております。このうち屋外の火の取扱いに起因するたき火等の火災は25件と、全体の半数以上を占めている状況でございます。

続きまして、資料の裏面、2ページ目を御覧ください。一番上にございます2表、たき火等に起因する火災の状況を御覧ください。この表は、火災種別や負傷者数についてまとめたものでございます。今年1月から3月までのたき火等の火災25件のうち、建物火災に移行したものが3件、林野火災に移行したものが6件となったところでございます。

そのまま5、今年のたき火等の火災の状況から、発生傾向の分析について御説明いたします。まず3表、たき火等の火災の状況を御覧ください。こちらの表では、消火準備や届出の有無、火災原因などの詳細をまとめております。発生した25件のうち消火の準備がなかったものが14件、事前の届出がなかったものが21件にのぼり、屋外での火の取扱いに対する基本的なルールの軽視が浮き彫りになっています。

また、原因別といたしましては、風にあおられたものが16件と最多を占めておるほか、今年から法制化されました林野火災注意報の発令中に、既に8件の火災が発生している事態を深く懸念しているところでございます。

続きまして、その下にございます4表、覚知時間帯別状況及び5表、曜日別火災発生状況を御覧ください。傾向といたしましては、時間帯では午前10時から正午までが12件で最多となっており、曜日別では土日を合わせた休日での発生が15件を占めております。

続きまして、資料3ページ目の6表、出火行為者年齢別状況を御覧ください。御覧いただいたとおり、出火行為者の約68%が60歳以上の高齢者という特徴がございます。

こうした火災多発の現状を踏まえ、消防本部といたしましては、6、火災発生傾向からのたき火火災対策に基づき、運動期間中に実施した対策を今後もさらに強化して継続してまいります。特に今年から法制化された林野火災注意報の持つ意義を広く伝えるため、管内市町村や長野県などの関係機関と連携を図りながら、発令時や強風時における屋外での火気使用制限の徹底に努めてまいります。併せて、無届けなたき火に対する現地での直接指導及び消火準備の徹底につきましても、引き続き粘り強く呼びかけてまいります。

報告は以上でございます。

(竹村議長) 中本警防課長。

(中本警防課長) 引き続き、御報告を申し上げます。

資料最終ページ、資料ナンバー10-2を御覧ください。熱中症啓発チラシ作成について御説明いたします。本年飯田広域消防本部では、夏季の救急搬送急増を未然に防ぐため、新たな啓発チラシ、「熱中症を予防して元気な夏」を作成いたしました。表面は熱中症予防、裏面をマイナ保険証、マイナ救急の構成としております。今後の活用方針としまして、管内の公共施設や高齢者世帯への配布、また各種講習会の活用を予定して

おります。通知に基づいた具体的な注意喚起を行うことで、熱中症による重症化を未然に防ぎ、住民の皆様の安全の確保に万全を期してまいり所存でございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

(竹村議長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

(「なし」との声あり)

(竹村議長) なければ、説明がございました飯田広域消防本部からは、聞きおくことといたします。

(11) その他

(竹村議長) その他、何か御発言はございませんか。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

(竹村議長) 執行機関側から何かございませんか。

5. 閉 会

(竹村議長) ないようですので、以上をもちまして、全員協議会を閉会といたします。
お疲れさまでした。

閉 会 午後 0時15分